

ガーナにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日商	(1)	GST免税措置の不履行	・工場設立時に合意した免税措置(輸出入品のGST免除)が実行されない。	・当局(投資促進局等)への陳情。	
14	税制	日機輸	(1)	VAT税率の突然の変更、猶予期間の不足	・2021年12月末に法改正がされ、2022年1月1日よりVATが変更(実質的に即日発効)。これまで3%で優遇されていたVATが12.5%に変更。2023年1月には15%に再増税。 対応策検討のリードタイム無く、販売面では受注済の車両についても足元で急遽キャンセルが多発。現地組立の計画も大幅な変更を余儀なくされ、安定運営に支障。 (変更)	・十分なヒアリングと施行までのリードタイム確保。	・VAT法
		日機輸	(2)	税制、行政の不透明な課税賦課	・ガーナ税務当局は、Liaison Officeの新規登録を認めない方針であり、更に最近ではLiaison Officeに対する課税に動いている。主な課税理由は、一つが移転価格であり、もう一つが海外からの送金に対するVAT課税である。いずれも明確な基準がなく、会計士によっても判断はまちまちである。更に実際に課税されるかどうかはその時の税務当局担当者次第という対応になっている。 そのほかにも、Liaison Officeに限らず税務当局から外国企業への税務ハラスメントは甚だしく、その多くが法を拡大解釈した違法まがいの追徴課税被害にあっていると聞く。 ・徴税において、当局による課税所得の解釈の拡大や、誤った法解釈により、事業者・現地弁護士事務所の理解とは異なる高額課税を主張されている。 (2017年に開始した、ガーナ沖における原油生産活動(FPSO傭船事業)に関して、2022年、従来前提としていた税制・過去のRulingの解釈を当局が突如覆し、過年度分の所得や支払について各種税金の納税漏れを指摘されているもの。)	・関連法令をどのように解釈し、その結果の具体的な運用方法を「書いたもの」で公表してほしい。 ・正当な徴税、課税方針の画一。	・Income Tax Act, 2015 ACT 896 ・Ghana Revenue Authority Act, 2009 ACT 791 ・Value Added Tax Act, 2013 Act 870 ・Internal Revenue Act, 2000 Act 592 ・Petroleum Income Tax Act, 1987 ・Internal Revenue Act, 2000 as amended
		日商	(3)	法律の矛盾による税負担	・GIPC(ガーナ投資促進局)は、駐在員事務所を認めているにもかかわらず、税法上は外国会社は全てPEになってしまうので所得税が発生する。		
17	知的財産制度運用	日機輸	(1)	ガーナにおける商標権利化の庁手続不備の懸念	・1980年代～2000年代にかけて出願した商標の記録が残されていないことが判明した。	・庁手続の透明性向上と迅速な対応を実施していただきたい。	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	役所間の業務の重複による手続きの煩雑化	・省庁およびその関連機関が多数あり、その多くは類似業務を行っており、非常に煩雑で非効率。問い合わせもそれぞれの機関に確認せねばならず、機関間の連携も無いので、たらい回しに会うこともしばしば。	・例えば外国企業にワンストップで対応する様な機関があって欲しい。	
		日機輸	(2)	IPP投資案件の不払い	・IPP案件に投資しているが、オフテーカーである国営電力会社から契約通りの支払いが行われていない状態が続いている。ガーナ政府の介入があるものの、政府自体の財政状況も悪く、資金繰りに支障を来たしている。 (変更)	・左様の状況ではあるが、発電所の健全な運営の為には、契約に則ったタイムリーな支払い履行が必要故、引き続き日本政府のサポートをお願いしたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23		日機輸	(3)	貿易産業省の自動車政策の未実行	・2019年に発表された貿易産業省の自動車政策 (GADP: Ghana Automotive Development Policy) の実行を前提に、現地組立工場を建設・操業を開始するも、ガーナ政府は本事業前提の政策を実行していない。 GADPの基本条件である完成車(CBU)輸入関税UPや中古車の禁輸なくして現地生産のメリットが出ないことは明らかで、自工会 (AAAG) あげて抗議中。 加えてCBUリベートの計算方法や保税ヤードでの使用についても実行されていない。	・前提政策 (GADP) の速やかな法制化と実行。	・Ghana Automotive Development Policy

※経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。